

各県立学校長 殿

青森県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ終了後の学校教育活動
の実施について（通知）

本日（9月28日）開催の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議（本部長青森県知事）において、9月上旬以降、新規感染症患者の発生や新規系統数は減少傾向にあり、懸念されていた病床のひっ迫も回避され、「病床使用率」がステージⅢの水準にあるものの継続的に下降しているなど、一時期の急激かつ大幅な感染拡大の局面を脱し、感染は収束傾向にあると認められる一方、県内の感染状況は引き続き留意が必要な状況にあることが示されました。

このため、緊急対策パッケージについては、当初の予定どおり9月30日で終了しますが、10月1日以降においても、場面に応じた感染防止対策の徹底等について、継続して実施していくこととし、その対策のポイントが定められました。

これらのことを受け、10月1日から当面の間、学校教育活動の実施に当たっては、下記の点に留意し、感染拡大防止の措置を適切に講じるようお願いします。

また、各学校におかれては、児童生徒及び保護者、教職員に対し、本通知の内容について周知してくださるようお願いします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する場合がありますことを申し添えます。

記

1 各教科等について

各教科等において以下のような「感染対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」を控えること。

- ・「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」
- ・「近距離で一斉に大きな声を出す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の管楽器演奏」
- ・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」など

2 健康安全・体育的行事（健康診断・避難訓練・運動会・球技大会等）の実施について

(1) 運動会等の実施に当たっては、3つの密を避けるよう、実施内容や方法（例えば、来場者の制限や半日での開催など）の工夫をすること。なお、地域の感染状況等も踏まえて、必要に応じて中止や延期などについて検討すること。

また、児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は実施を見合わせるほか、開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとも

- に、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。
- (2) 健康診断については、例えば、保健室への入退室について小グループごとにするなど、待ち時間が多くなならないよう十分配慮すること。
- (3) 避難訓練や交通安全指導などについては、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施すること。

3 文化的行事（文化祭・学習発表会等）の実施について

- (1) 文化祭等の実施に当たっては、運動会等と同様に、3つの密を避けるよう、実施内容や方法（例えば、来場者の制限や期間の短縮など）の工夫をすること。各種準備や練習に関しては、一度に大人数が集まって人が密集しないよう工夫すること。なお、地域の感染状況等も踏まえて、必要に応じて中止や延期などについて検討すること。

4 旅行・集団宿泊的行事（遠足・修学旅行等）の実施について

- (1) 遠足などのバス等による移動に際し、車内の換気に十分注意し、マスクを着用し、会話を控えめにすること。
- (2) 修学旅行の実施に当たっては、修学旅行の目的地となる地域の感染状況、関係自治体の方針等をしっかり把握し、感染防止策の確実な実施や保護者などの意向を確認の上、適切に判断すること。その上で、当面の措置として一旦取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとしたり、感染状況を見極めながら、近距離での実施、旅行日程の変更や短縮など実施方法の適切な変更・工夫について検討したりするなどの配慮をすること。

なお、児童生徒や同居する家族等の健康観察も徹底した上で、家族等に発熱・体調不良者がいる児童生徒は、修学旅行への参加を取りやめてもらうなどの配慮をすること。

5 勤労生産・奉仕的行事（職場体験活動・地域清掃等）の実施について

- (1) インターンシップ等の実施については、事前に受入先企業等との綿密な打合せを行い、実施時期や日数等を検討すること。また、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることに。
- (2) 校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施すること。

6 儀式的行事（始業式・終業式・卒業式等）の実施について

- (1) 儀式的行事を実施する際には、こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じること。

7 オープンキャンパス、会社説明会、受験等、生徒の進路に係る県外移動について

県をまたいだ移動となることから、参加の前後も含めて特に感染防止対策を徹底すること。
(令和3年8月27日付け青教育第865号及び青教ス第639号通知の別紙参照)

緊急のお願い！
新型コロナ感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

【担当】

○学習指導・学校行事・生徒指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)

○健康管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907 (直通)

オープンキャンパス、会社説明会、受験等、生徒の進路に係る県外移動について

【参加する前に】

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置区域への往来は避けること。オンライン等での参加が可能な場合は、参加方法を検討するなど移動については慎重に判断すること。

【参加する前までに】

- ① 厚生労働省新型コロナウイルス感染症接触アプリ「COCOA」を可能であればインストールし、感染者が多い地域では必ず起動させること。
- ② 旅行行程や宿泊先については学校でも必ず把握しておくこと。
* 宿泊先については、可能な限り知人（兄弟等も含む）等の家は避け、ホテル等の個室とするよう助言すること。

【参加した際は】

感染リスクを下げるために

- ① マスクを着用すること。
- ② 公共交通機関利用後やエレベーター等不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。
- ④ 換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- ⑤ マスクを外す飲食の場所は、特に注意し、宿泊先の自室や3密にならない場所で飲食するなど工夫すること。

【帰ってきたら】

2週間（平均的な潜伏期間である5～6日は特に）は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医または県コールセンター（0120-123-801）に、感染症患者と接触した等、心当たりがある場合は下記、受診・相談センターに相談し、指示を仰ぐこと。

▽受診・相談センター

保健所	電話番号	管轄市町村
東地方保健所	017-739-5421	平内町 今別町 蓬田村 外ヶ浜町
弘前保健所	0172-33-8521	弘前市 黒石市 平川市 西目屋村 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町
三戸地方保健所	0178-27-5111	三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村 おいらせ町
五所川原保健所	0173-34-2108	五所川原市 つがる市 鯨ヶ沢町 深浦町 鶴田町 中泊町
上十三保健所	0176-22-3510	十和田市 三沢市 野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村
むつ保健所	0175-31-1891	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村
青森市保健所	017-765-5280	青森市
八戸市保健所	0178-38-0729	八戸市

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージの終了及び10月1日以降の
県立学校における感染拡大防止対策について（通知）

本日（9月28日）開催の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議（本部長青森県知事）において、9月上旬以降、新規感染症患者の発生や新規系統数は減少傾向にあり、懸念されていた病床のひっ迫も回避され、「病床使用率」がステージⅢの水準にあるものの継続的に下降しているなど、一時期の急激かつ大幅な感染拡大の局面を脱し、感染は収束傾向にあると認められる一方、県内の感染状況は引き続き留意が必要な状況にあることが示されました。

このため、緊急対策パッケージについては、当初の予定どおり9月30日で終了しますが、10月1日以降においても、場面に応じた感染防止対策の徹底等について、継続して実施していくこととし、別紙1のとおり対策のポイントが定められました。

これらのことを受け、県立学校における10月1日から当面の間の感染拡大防止対策について、下記のとおり変更することとします。

各学校におかれては、本通知の内容について児童生徒及び保護者、教職員に周知するとともに、学校内での感染防止対策について万全を期すようお願いします。

また、部活動の全国・東北大会等の参加に当たっては、普段一緒にいない人同士の接触機会が増加するとともに、移動、飲食及び宿泊など、感染リスクが高まる場面が多いことから、別紙2の留意事項に基づき、万全の感染防止対策を講じてくださいますようお願いいたします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する場合がありますことを申し添えます。

記

1 部活動について

部活動を実施するに当たっては、県教育委員会から発出している「部活動実施上の留意事項」（令和2年12月21日付け青教ス第919号通知）に基づき万全の感染防止対策を講じるとともに、学校における生徒の接触機会をできる限り削減するため、活動を縮小して行う。

(1) 活動日数

部活動の活動日数を週3日以内とする。ただし、各種大会やコンクール等（全国大会・東北大会や県内大会等）に出場する場合は、大会等当日の14日前から「運動部活動の指針（平成30年12月）」及び「青森県文化部活動の指針（令和元年8月）」に基づく日数の活動ができる。

(2) 対外試合

原則として他校との試合（練習試合を含む。）を禁止する。

ただし、青森県高等学校体育連盟、青森県高等学校野球連盟、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校体育連盟及び青森県中学校文化連盟並びにこれらの団体の上部組織の団体が主催又は共催する公式戦に

については、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域（都道府県、市町村）の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加できる。

<補足>

- 青森県高等学校体育連盟各専門部及びその下部組織（地区支部）が主催する大会のうち、県大会につながる予選やシードを決定する大会については、参加する必要性を確認し、慎重に判断した上で参加できる。
- 各競技団体（協会・連盟）が主催する大会については、原則、参加を認めない。ただし、全国大会・東北大会につながる選考会及び予選会については、参加する必要性を確認し、慎重に判断した上で参加できる。
- 各競技団体（協会・連盟）が主催する審判講習会等のために、生徒を集めて行う練習試合や練習会の要素が強い地区大会への参加は認めない。

また、参加に当たっては、原則、宿泊を伴わないこととし、主催者及び事務局の留意事項に従うとともに、以下についても留意する。

【参加する際は】

- ① 毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は、参加しない。
- ② 競技（運動）の合間や更衣室ではマスクを必ず着用する。
- ③ 声援、指示など大声を出さない。
- ④ 公共交通機関利用後やエレベーター等、不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行う。
- ⑤ 更衣室等、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避ける。
- ⑥ マスクを外した状態での会話は避ける。
- ⑦ マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、3密にならないよう十分な距離を確保し、なるべく場所など工夫する。

【試合後は】

2週間（平均的な潜伏期間である5～6日は特に）は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は、自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医^{*}に相談し、指示を仰ぐ。
※かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、県コールセンターに問い合わせる。

(3) 合宿

合宿（学校単独で行うものを含む。）は禁止する。

(4) 練習等活動時の留意事項

- ① 健康観察の徹底
毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は、参加しない。
- ② 密集場面の回避
多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることから、更衣室等も含めて、人数制限を設けるなど密集しないようにするとともに、換気を徹底する。
- ③ 場面の切り替わり時のリスク回避
練習メニューが変わる場面やミーティングの際に、生徒が密接しないよう距離をとり、大声を出さない。

④ 部活動に付随する場面での対策の徹底

部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後は速やかな帰宅を促す。

2 外部人材の活用について

外部人材(日常的に来校し、指導に当たっている者を除く。)の来校による直接の指導は原則禁止とし、必要な場合は、映像配信やオンライン等により実施する。

ただし、児童生徒の健康・安全に係る行事等のための活用については認める。

3 健康観察の徹底について

本人や同居家族に風邪症状等(頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状)が見られる場合、児童生徒及び教職員が登校または出勤しないことを徹底する。

4 学校外における文化・スポーツ団体での活動等について

軽微な場合でも平常時の体調と異なる場合は、参加しないこととし、参加する場合は、各自が感染防止対策の徹底に努める。

県民の皆さまへのお願い
新型コロナウイルス感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

【担当】○保健管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907 (直通)

○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)

学校教育課 小中学校指導グループ TEL 017-734-9895 (直通)

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)

青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージの終了について

令和3年9月28日
危機対策本部

1. 経緯等

- 8月に入り、帰省等による人の流れの増加や、感染力が強いL452R変異株への置き換わりなどにより、これまでにないペースで新規感染者が増加し、病床がひっ迫し医療崩壊につながりかねない状況となったことを踏まえ、県では、最悪の事態を回避するため、全县をあげて、人の流れを抑制し、人同士の接触の機会を減らす対策を、9月1日から30日までの1か月間、県内全域を対象に実施することとしました。

【実施項目】

- ① 行事・イベント等の見直し
- ② 学校等における対応
- ③ 県民等に対する更なる協力要請
- ④ 関係団体等との連携による注意喚起
- ⑤ 医療提供体制の充実・強化
- ⑥ 感染状況に改善が見られない場合の対策

2. 現在の感染状況

- 9月上旬以降、新規感染者の発生や新規系統数は減少傾向にあり、懸念されていた病床のひっ迫も回避され、「病床使用率」がステージⅢの水準にあるものの継続的に下降しているなど、一時期の急激かつ大幅な感染拡大の局面を脱し、感染は収束傾向にあると認められます。
- 一方において、職場、学校、施設等でのクラスターの発生が散見されるなど、引き続き留意が必要な状況にあります。

3. 緊急対策パッケージの効果等

- 緊急対策パッケージの実施について、県民の皆様方の御協力により、新たな人流の抑制と人同士の接触機会の低減が図られ、新規感染者の発生抑制と医療提供体制のひっ迫回避等に相応の効果があったと考えています。

【主な効果等（9月中旬以降の感染動向）】

- 不特定・多数が集まる施設やイベント等に起因するクラスターなどの感染拡大は確認されていません。
- 学校行事や部活動に起因するクラスターの発生は抑止され、学校における感染拡大も抑制傾向となっています。
- 会食や飲食店に起因する感染者は減少しています。
- 県外に由来する感染者や、帰省等関係の感染者は減少しています。

4. 緊急対策パッケージの取扱い

- 県民の皆様方の御協力により、感染状況の大幅な改善が図られたこと等を踏まえ、当初の予定どおり緊急対策パッケージを9月30日をもって終了することとします。
- 一方において、職場等でのクラスターの発生が散見されるなど、感染状況は引き続き留意が必要な状況にあり、場面に応じた感染防止対策の徹底等について、継続して実施していく必要があります。
- これを踏まえ、10月1日以降における感染防止対策のポイントを、別紙のとおり定めます。

10月1日以降の感染防止対策のポイント

令和3年9月28日
危機対策本部

緊急対策パッケージにおける取組	10月1日以降の取組
1. 行事・イベント、施設等	
① 県主催の行事・イベント等	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 県主催で不特定あるいは多数の県民等が集まるイベント等は原則中止・延期 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 三密発生、大声での発声等が想定されないときには、徹底した感染防止対策を実施した上で開催 ■ 感染防止対策の徹底が難しい場合には、中止・延期や開催方法の見直しを含め慎重に判断
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「おでかけキャンペーン」「青森再発見2021」については9月4日から30日まで利用を一時停止 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存予約分の利用再開（新規予約の受付停止は継続） ■ 新規予約の受付については、県内の感染状況や専門家の意見を踏まえ判断
② 県有施設	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 不特定あるいは多数の県民等が利用する県有施設等は原則休館・使用中止等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多くの方が利用する県有施設等について、利用形態に応じた感染防止対策を徹底
③ 民間等主催のイベント等	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村主催イベント等における県の取扱いに準じた対応等 ■ 民間主催イベント等における中止・延期を含めた検討と実施する場合の感染防止対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「イベント開催制限の考え方」に基づき感染防止対策を徹底 ■ 大規模イベント等の事前相談において、十分な感染防止対策が確保されない場合は中止・延期等を依頼
2. 学校等における対応	
① 県立学校における対応	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校行事等の原則中止・延期 ■ 部活動の禁止（対外試合・合宿等含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校行事等は、地域の感染状況等を踏まえて内容や方法を工夫して実施（必要に応じて、中止や延期を検討） ■ 部活動の制限（活動日数の制限、公式試合を除く大会等への参加及び合宿の禁止） ■ 外部人材は、日常的に来校し指導している者を除き、来校による直接の指導の原則禁止
② その他の学校との連携	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 小中学校や私立学校における県立学校に準じた対応等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小中学校や私立学校においても、県立学校の取組を参考に、感染拡大防止対策を実施するよう要請

部活動の全国・東北大会等参加に当たっての留意事項

全国・東北大会等への参加については、事前に会場となる地域（都道府県・市町村等）における感染状況及び対応制限等を確認の上、慎重に判断するものとし、参加する場合は、主催者及び事務局の留意事項に従うとともに、ワクチン接種の有無にかかわらず、以下に基づき万全の感染防止対策を講じる。

1 全般に関すること

- (1) 参加に当たっては、部員の意志及び健康状態等に十分配慮するとともに、保護者の理解を十分得る。また、主催者等の留意事項等に従う。
- (2) 最低でも現地入り2週間前から、現地を出て2週間後までは、健康状態（起床直後の検温等）及び行動内容を主催者が作成するチェックシート等に記録し、主催者等からの求めがあった場合は、速やかに提出できるよう準備する。なお、主催者からチェックシート等が示されていない場合は、健康チェックシート（様式1）を活用する。
- (3) 顧問（指導者）は、部員の健康状態、行動内容を常に把握、管理するとともに、部員の同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認する。
- (4) スマートフォン利用者については、原則として、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯する。（学校生活、競技実施等に支障がある場合は除く。）
- (5) 会場地移動前に感染疑い症状（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常等）が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医又は県コールセンターに連絡し、受診方法等について指示を受ける。
- (6) 大会開催日の2週間前の時点若しくはそれ以降に感染疑い症状があった場合は、PCR検査若しくは抗原検査が陰性であっても、原則当該部員は参加を辞退する。（インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもあるため。）ただし、次の①及び②両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。
 - ① 感染疑い症状の発症後に少なくとも8日が経過している。（発症日を0日とする。）
 - ② 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも3日が経過している。（解熱日・病状消失日を0日とする。）
- (7) 大会開催日の2週間前の時点若しくはそれ以降に、PCR検査若しくは抗原検査で陽性反応があった場合は、参加を辞退する。
- (8) 保健所から濃厚接触者と認められた場合、2週間にわたり健康状態を観察する期間（感染者と最後に接触した日の翌日から起算）を経過し、症状が出ていない部員の出場は認めても構わない。

2 大会期間中に関すること

<宿 舎>

- (1) 感染拡大防止に向けた積極的な取組を実施している宿舎を利用する。
- (2) ホテル宿舎は一人部屋が望ましいが、困難な場合は、極力少人数の部屋割りとなるよう配慮する。複数人での利用の場合、室内では常時マスクを着用することが望ましい。
- (3) 部屋の換気をよくするとともに、推奨されている室内湿度である50～60%に保つよう心がける。
- (4) 食事の際には部員が一堂に集まるのではなく、時間差を付けて、距離（できるだけ2m、最低1m）を空けられるようにし、必要以上の会話は控える。また、食事後は速やかにマスクを着用する。可能であれば自室での食事が望ましい。

- (5) 共用スペース(ロビー等)の利用は必要最低限とし、人数制限など宿舎からの指示等に従い、「3密」を防ぐ。
- (6) 共同浴場を利用する場合は、「3密」を防ぎ、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室するよう心がける。(特に脱衣所)
- (7) ミーティング等は、ビデオ会議(オンラインミーティング)を活用し、部員らの接触を極力避ける。対面を実施する場合はマスクを着用するとともに、部屋の広さ(参加者間ができるだけ2m、最低1m)や換気に留意し、「3密」の状態とならないようにする。
- (8) 感染疑い症状を訴える者が出た場合は、即座に個室に隔離するとともに、会場地コールセンターに連絡し、受診方法等について指示を受ける。

<移動>

- (9) 宿舎出発前に検温し、主催者が作成するチェックシートに記録する。なお、主催者からチェックシートが示されていない場合は、健康チェックシート(様式1)を活用する。
- (10) チーム専用の移動手段を手配することが望ましい。公共交通機関を利用する場合は、可能な限りまとめて乗車・搭乗し、一般客との接触を避ける。
- (11) 移動の際は、チーム専用の移動手段、公共交通機関にかかわらず、マスク着用、手指衛生を徹底し、必要以上の会話や飲食は避ける。

<会場>

- (12) こまめな手洗い等による手指衛生の徹底を図る。
- (13) 会場内での移動や待機時は、マスクを着用する。
- (14) 更衣室、待機場所等では、運営者の指示等に従い、「3密」を回避する。また、原則マスクを着用するとともに、不要な会話・接触及び飲食は控える。
- (15) 観戦する場合は運営者の指示等に従い、「3密」を回避する。また、声援やかけ声は、極力控える。

<競技中等>

- (16) 素手でのハイタッチや握手等は控えること。また、円陣を行う際の声出しは、可能な限り部員同士の間隔を取り、最短時間で済ませる。
- (17) 競技中等のコミュニケーションのための声かけ、発声については妨げないが、プレー中断時等は、相手との距離や飛沫を考慮し、一定程度の距離を保つことや、向き合わないなどの工夫をする。
- (18) 手指衛生に努めるとともに、共用物品の使用は可能な限り控え、共用物品については可能な限り消毒を行う。
- (19) 交代部員等が控える場所では、可能な限りマスクを着用するとともに、部員等の間隔を取り、接触を避ける。
- (20) 顧問(指導者)からの指示等の際は、マスクを着用するとともに、部員との距離(できるだけ2m、最低1m)を意識する。

3 大会終了後に関すること

- (1) 会場又は宿舎出発前に感染疑い症状がないか確認する。
- (2) 帰宅(又は準ずる拠点到着)時に検温する。
- (3) 万一、新型コロナウイルス感染者となった場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、主催者等に速やかに報告する。

<参考資料>

- 「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」
公益財団法人日本スポーツ協会 第2版 2021/5/24
- 「中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイドライン」
スポーツ庁・文化庁 2021/6/2

